

新見市立本郷小学校 いじめ問題対策基本方針

令和8年4月改訂

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度のいじめ発生件数は2件であった。早期発見をして、全職員でいじめられた児童のケアやいじめた児童への対応など、適切な対応を行った。同時に、保護者等とも連携を図り、解決に向けて取り組んだ結果、2件とも解決に至ることができた。また、その他にもいじめにつながりそうな人間関係上のトラブルが複数学年で数件発生したが、担任をはじめ、管理職や生徒指導を含む複数体制で早期対応することで、いじめに発展することを防ぐことができたが、引き続き注視している。
- ・いじめ防止対策については、全職員の共通理解のもと、計画的・継続的に取り組んでいる。
- ・いじめの防止や早期発見を図るために、きめ細やかな指導を継続して行う必要がある。また、保護者や地域・関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いわゆる「いじめ」は(以下いじめ)、人間として絶対に許されない人権侵害であるという認識をもつ。
- ・いじめは、全ての児童、学級、学校で起こりうる問題であるという認識をもつ。
- ・いじめを傍観することは、いじめと同様に許されない行為であるという認識をもつ。
- ・いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題であるという認識をもつ。
- ・いじめの認知については、些細なことも重大な事態に至るという認識のもと、積極的に認知していく。
- ・いじめは人権侵害であることから、学校教育はもとより家庭教育・社会教育などのすべての教育活動において、取組を行っていかねばならない問題であるという認識をもつ。
- ・いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する必要があるという認識をもつ。
- ・いじめは未然に防止する必要がある、全教育活動を通じて未然防止の取り組みを行っていかなくてはいけないという認識をもつ。
- ・いじめの防止は、教職員自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組む。

